

一般質問

みらい 三浦（茂）議員

会派みらいの三浦茂人です。

一般質問の機会をいただき、先輩、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

また、お寒い中、傍聴にお越しいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

はじめに、保育園・幼稚園の環境改善についてお伺いします。

来年四月に「こども家庭庁」が発足することになり、その初年度にあたる令和五年度予算の概算要求額は総額四兆七、三一三億円あまりになることが発表されました。こども家庭庁は、こども基本法を着実に施行・推進することにより、強い司令塔機能を発揮し、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組むとしています。このような背景を念頭に質問させていただきます。

はじめに、保育事故対策についてでありま

す。

今年九月に静岡県牧之原市の認定こども園で三歳の園児が送迎バスに置き去りにされ亡くなるという保育事故がありました。昨年七月にも福岡県中間市で同様の事故があり再発防止策が声高に叫ばれるようになりました。

国では、送迎に使われる園バスへの安全装置設置の義務化を決め、年内に安全装置の仕様に関するガイドラインを国土交通省が作り、来年六月末までに設置するように促しており、報道によると上限二〇万円を目安に設置に要する費用を全額補助することです。

安全装置の設置はもちろん必要なことではありませんが、しかしこれだけでは根本的な再発防止策とは言えません。置き去り以外にも重大な保育事故は発生しており、内閣府によると二〇二一年は二、三四七件発生しました。また、二〇二〇年、二〇二一年はそれぞれ五人の園児が保育施設で亡くなっています。

児童福祉法第四六条の規定に基づき都道府県等が保育所に対して実施する指導監査については、児童福祉法施行令第三八条に基づき、年一回以上の実地検査が義務付けられています。しかし、実地検査を行う都道府県等の人員に限りがあることなどから、実地検査の実施率が芳しくない都道府県等が散見されるとの指摘もあります。

「園バスへの安全装置設置」は、言わばハードに特化した対策であります。保育事故対策は都道府県等の担当者が、「保育の質の確保」という本来の目的をまずはしっかりと果たすことが不可欠です。

鳥取県では平成三十年に幼児教育センターが設立されたことで、県による保育所指導監査は「保育の質の担保」を行い、「幼児教育センター」の巡回支援は「保育の質の向上」を担うといった役割分担がなされ、保育や幼児教育の質の充実に努めています。また、宮城県や群馬県、熊本県では、日程上可能な範囲で

県と市町村が監査を同日実施し、保育所側の同一内容の複数回確認を軽減できるようにする取組をしています。

コロナ蔓延防止を理由に施行令の实地検査の原則が後退しては本末転倒となりますが、本県の現状ならびにどのような保育事故防止対策を講じるべきと考えているのか、教育長のご所見をお聞かせください。

二点目は、保育士の配置基準です。

配置基準とは、子供一人に対して保育士の必要人数を表したものです。配置基準は四歳児以上については昭和二十三年に定められてから約七〇年間変わっていない状況にあります。待機児童問題の深刻化、保育士不足や保育の受け皿拡大を背景に平成二十八年四月から配置基準の規制緩和措置が実施されました。しかしこれは、保育士の資格がなくても従事できるなど、保育事故防止の観点からみれば流れに逆行した話であると同時に、保育現場の慢性的な人手不足を如実に表している

ともいえます。配置基準より多く配置すると、上回る分の人件費は基本的に園の負担になります。先進国の中でも低いといわれる配置基準や待遇を改善しないと危険な環境との背中合わせは変わりません。

配置人数の増員や待遇改善といった子供の命を守るための方策を県が率先して提言し、制度の見直しも含めた抜本的な子育て環境の充実を国へ要望すべきと考えますが、保育事故の現実も踏まえて、教育長のご所見をお聞かせください。

三点目は、未就園児への対応です。

未就園児は、保育所や幼稚園、認定こども園などに通わず、家庭内で養育している子どものことですが、厚生労働省によると令和元年度で全国に約一八二万人いると推計されています。それ自体は問題ではありませんが、保育所などを利用していない家庭が孤立し、孤立が虐待につながる懸念があるとの指摘はご承知のことと思います。

国は令和五年度、児童虐待防止対策の一環として未就園児に着目した支援に乗り出し、育児に困難を抱え、孤立しがちな家庭を訪問して保護者の相談を受けるなど、子どもへの虐待リスクを減らす対策を講じるとしています。国が未就園児家庭に特化した支援策を検討するのは初めてで、来年四月に創設される「こども家庭庁」が司令塔となり体制が整えられる予定です。

県が平成三十年度に実施した「少子化・子育て施策等に関する調査」によれば、「子育てに対する不安や経済的な負担の大きさが、希望する数の子どもを持ってない最大の理由になっています。それを受けて、新秋田元気創造プランの施策の方向性のひとつに「安心して子育てできる体制の充実」を掲げ、さらに、「幼児教育・保育における地域のニーズを踏まえた施設・人材等の確保・充実」を主な取組の一つとして明示しています。また、誰もが安全・安心を実感できる地域共生

社会の実現では、施策の方向性の中に「児童虐待防止対策と里親委託の推進」を掲げ、児童家庭支援センターの設置や様々な相談対応機能の充実などにも取り組むとしています。

どれももつともな施策であり必要な取組であります。しかし、「こども家庭庁」が来年取り組もうとしている未就園児家庭の支援を想定した県の施策は残念ながら検討されてはいないようです。保育事故対策同様、未就園児の実態を把握し支援体制を整えることは孤立化や虐待を未然に防ぎ未来ある子ども命を守ることに直結するものと言えます。

「こども家庭庁」発足を視野に入れた未就園児家庭の孤立や虐待防止に関する県の基本的な考えと、来年度に向けた現時点で考え得る具体的施策案について、知事のご所見をお聞かせください。

四点目は、幼稚園教諭免許の一種上進支援です。

去る十月五日、秋田市において「秋田県私

学振興大会」が開催されました。秋田県私学連合会に所属する各協会・連合会・後援会等からは様々な意見や要望が寄せられました。知事や教育長も出席されていたので要望内容の詳細は割愛しますが、その中の一つ、幼稚園教諭免許の一種上進支援についてお聞かせください。

文部科学省の「幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業」によれば、幼児教育の質の向上を図るためには、専門性の向上等を通じた教員の資質向上が重要であります。また、教育職員免許法第九条の五では、二種免許状を有する教育職員は一種免許状へ上進する努力義務を謳っています。しかし、現職の幼稚園教諭の約七割が二種免許状保有者であり幼稚園教諭の専門性向上を図るためにも、一種免許状への上進を促進していく必要があります。とされています。二種免許状を有する教員は、教員としての在職年数と所定の単位の修得によって一種免許状を取得することが可能

です。しかし、現状では、そうした単位の修得に関する免許法認定講習等は多くの都道府県で実施されておらず、十分な受講機会が確保されているとは言いがたい状況といわれています。

山口県教育委員会や静岡県教育委員会では既にこうした取組みを推進し、相応の成果を上げていますが、秋田県の現状はどのような状況でしょうか。

また、令和三年度に実施した調査によれば、県内の幼稚園教諭の免許が必要な施設は一一〇施設。職員数は、二、〇八六名。そのうち二種免許状所有者は一、八八〇人と全体の九割を占め、一種免許状所有者は二一〇人と全体の一割にとどまっています。

県内で免許法認定講習を受講することができないとすれば非常に残念な話です。一種上進は、より質の高い幼児教育・保育の推進とリスキリングといった、人材育成・キャリアアップに資するだけではなく、賃金向上や処

遇改善の観点からも極めて重要な取組と言えます。

令和五年度に向けて先進事例等を検証し、県内でも一種上進にチャレンジできる体制を早急に整備すべきであり、新秋田元気創造プランに掲げる施策として取り組む必要があると考えますが、教育長のご所見をお聞かせください。

次に、中小・零細企業のDX推進についてお伺いします。

新秋田元気創造プランでは、選択・集中プロジェクトに「賃金水準の向上」「カーボンニュートラルへの挑戦」「デジタル化の推進」の三つの柱を掲げました。

「デジタル化の推進」では、その背景として、IT基本法の施行から二〇年以上が経過し、昨年五月にIT基本法に代わる「デジタル社会形成基本法」が制定されたこと、さらに、同年九月には、デジタル改革の司令塔となるデジタル庁が創設されたという経緯があります。

プロジェクトの道筋には、デジタル人材の育成や、暮らしと産業のデジタル化、行政のデジタル化などが謳われています。

そこで、県内中小・零細企業のデジタルリテラシーの向上に向けた支援策についてお伺いします。

デジタルリテラシーとは、言い換えれば

「コンピュータで扱える情報について適切に理解し、自ら活用できる力」という解釈になります。県内中小・零細企業の全業種に幅広くデジタル化を浸透させ実りあるものにすることはたやすいことではありません。また、産業分野のDXを先導するデジタル牽引企業の創出も大事な視点ですが、全体の底上げにつながる波及効果がなければ成果は限定的となります。

そこで肝要なことは、新プランにも明記された「DXの先行事例の創出に向けた企画から実践までの総合的な支援」という点です。令和四年度も残り三か月余りとなりましたが、まずは新プラン初年度にどのような総合的支援に取り組んできたのか、主な事例などを知事にお伺いします。

ところで、令和五年十月から「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が始まるのはご承知のことと思います。インボイス発行事業者となるためには、原則として来年

三月末までに登録申請書を提出する必要がある
ります。制度開始後は、インボイスがなければ消費
税の仕入税額控除の適用が受けられなくなりま
す。登録を受けた課税事業者同士の間取引の場
合は従来通り仕入税額控除ができませんが、免
税事業者と取引した場合は、六年間仕入税額控
除の経過措置はあるものの、課税事業者の負担
が増えることは避けられませ

ん。
インボイス制度導入にあたっては、様々な
意見、賛否があるのは承知してはいますが、こ
こではその議論ではなく、別の視点で、イン
ボイス制度の波及効果を考えたいと思いま
す。それは、インボイス制度が中小・零細企
業をはじめとした事業者のデジタル化を進め
るうえで大きな変革の契機にもなり得るとい
うことです。

インボイスは、これまでの請求書と比べ記
載項目が多く、事業者の会計管理がデジタル
化していない場合、納税額を把握するには手

作業でインボイスを確認する必要があり、事務負担が重くなります。デジタル化が進めば、事業者の生産性向上に寄与することが期待されます。

デジタル庁などは会計ソフトを活用したデジタルインボイスの普及を進めていて、十月末には国際規格をベースとした日本版規格の正式版が公開され、来春には具体的サービスが始まる見通しです。

また、インボイス制度への対応にかかるデジタル化や販路開拓などの取組については補助金の対象となる場合があります。例えば国の小規模事業者持続化補助金は、免税事業者がインボイス発行事業者になる場合、補助額が上乗せされる「インボイス枠」を設けています。また、中小企業・小規模事業者向けに、インボイス制度への対応を見据えたIT導入補助金も設けられています。

このように、インボイス制度の開始は、中小・零細企業のデジタル化を一気に加速させ

る起爆剤となり得ます。

先ほど、DXにかかる総合的支援について伺いましたが、少なくとも現時点で言えることは、課税事業者はほぼ間違いなくインボイス制度に向けた業務のデジタル化を進めるであらうことは容易に想像できます。

県は各市町村とも連携して、インボイス制度導入を見据えた中小・零細企業のデジタル化支援対策に万全を期すべきと考えますが、その具体策について検討されているのでしょうか。

また、経済産業省の推計によれば、企業間決済市場は一、〇〇〇兆円前後で、企業・個人間取引市場の三倍強あります。その企業間決済のDXが進むきっかけになり得るのがインボイス制度の導入だと言われています。また、そうした取組は、インターネットを経由した金融サービスへのアクセスを促進し、遅れていた金融のデジタル化が進捗する契機にもなるとも言われています。

インボイス制度導入に伴う懸念や課題はあるものの、デジタル化に対する異論は基本的にはないものと推察します。デジタル化の進展に向けた積極的な投資で合理化を図り、新事業を切り開き、継続的な賃上げができるような成長に結びつけることが大切と考えます。

三本の柱の一つ「デジタル化の推進」を実現するため、インボイス制度導入を念頭に入れた中小・零細企業へのデジタル化の波及をどのように加速していくのか、知事のご所見をお聞かせください。

次に、財政の中期見通しと財政状況の情報発信についてお伺いします。

県では、現行の諸制度を前提に、将来の歳入歳出を想定した「中期見通し」を作成しています。将来を見通すのは難しいことではありませんが、想定しうる要素を加味して道筋を立てることは財政運営上きわめて重要です。

例えば、団塊の世代の全てが七五歳以上となる「二〇二五年問題」。全人口の一七・八パーセントが後期高齢者になると言われている超高齢化社会が迫っています。秋田県においても二三・六パーセントが後期高齢者に達すると言われ、年金や医療、福祉などの社会保障関係費等の増加が見込まれています。

そのような中、様々な県政課題に対応するため、徹底した事業の見直し等により事業の重点化を図るとともに、県債発行の抑制に努めながら健全な財政運営に努めるとしています。

また、財政二基金の残高の確保、県債残高

の圧縮を財政運営の基本方針としています。もつともだと思いません。

しかしながら、一般会計における県債残高は、令和元年度以降増加基調にあり令和四年度末では、一兆二、四七八億円を見込み、令和三年度の一兆二、四五六億円から二二億円増加する見込みとなっています。

「財政の中期見通し」では、令和三年度の県債による借入は八七八億円、償還は八七二億円としていましたが、決算ベースでは、九五三億円の借入、九二三億円の償還となっていました。見通しと実態では各々五〇から七五億円ほどの開きがあります。

見通しと決算ベースの乖離はやむを得ない側面は理解しますが、予算額ベースだけでの比較では実態が見えづらくなります。プライマリバランスを把握するうえでも、より実態に即した県民にとっても理解しやすいものでなければ県財政の危機感を共有できません。理解を深めるため、一考の余地があるの

ではないでしょうか。

また、公債費の利子負担額も中期見通しに少なからず影響があると考えます。日銀の黒田総裁がマイナス金利を導入したのが平成二十八年一月。黒田総裁の任期は来年の四月です。新しい総裁が誰になるのか、金融緩和の出口戦略はどうかは未知の世界ですが、一〇年も続いた金融緩和がこれからも長らく続くのは考えづらいと思います。五年、一〇年スパンで見れば利子負担の増大も無視できません。ちなみに、令和三年度決算における一般会計の公債費のうち、利子負担は六億八、五〇〇万円でした。五年前の平成二八年度は一一四億四、〇〇〇万円。一〇年前の平成二三年度は一七五億五、二〇〇万円でした。今後の金利上げは現時点では不透明ですが、「財政の中期見通し」での利子負担の想定は抑制的に思えてなりません。

いずれにしても、将来世代の負担軽減と財政の基礎体力を増していくという方針に異論

はありませんが、現下の状況を鑑みると少々楽観的に見えます。

県債残高の圧縮方針はもつともですが、平成十八年度以降、県債残高が一兆二、〇〇〇億円台を下回ったことは一度もなく、今年度で一七年連続となります。圧縮はなかなか進んでいないというのが実態ではないでしょうか。舵取りの難しさは理解しますが、「何年度までに県債残高をいくらにする」といった明確な目標設定をしなければ運営方針を謳っただけで終わってしまいます。目安となる年限、目標とする県債残高を県民にきちんと明示すべきではないでしょうか。

また、財政の運営方針には歳出の圧縮はもちろんですが、主たる歳入のひとつである県税収入をどのように増やすのかといった視点も重要であり、その手立てについてあわせてお聞かせください。

総務省の財政状況資料によれば、都道府県を財政力指数等によって六つのグループに分

類しています。本県は一二県で構成されるDグループに分類されていますが、令和二年度では、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率、一人当たり地方債現在高のグループ内順位は、いずれも最下位となっています。

厳しい財政状況は十分承知しておりますが、全国との比較、同規模自治体との比較、あるいは東北六県との比較という視点なども取り入れて、県財政の相対的なレベルを県民の皆様と共通認識が持てるように情報発信すべきと考えます。比較することで厳しい財政状況がより鮮明になり課題解決策も見えてくるのではないでしょうか。

以上、財政状況の情報発信のあり方等について、その課題を指摘いたしました。今後どのような対応を行っていくのか知事のご所見をお聞かせください。

次に、コメの消費拡大についてお伺いします。

十月二十九日、待望のブランド米、サキホコレが本格デビューしました。これで、「あきたこまち」と「サキホコレ」の二枚看板が揃い踏みとなりました。

サキホコレがデビューしてから一月余りが経ちましたが、県内外の評価や売れ行きはいかがでしょうか。コメの消費拡大につながることを願わずにはいられません。現時点での状況をお聞かせください。

日本人の主食であるコメの一人当たり年間消費量は減り続けているという現実があります。一九六二年度の一一八・三キロをピークに二〇二〇年度には五〇・八キロまでに減少しています。

一方、パンやパスタ類などの小麦の消費量は一九七〇年代から三〇キロ台で安定的に推移しています。

総務省統計局の家計調査によれば総世帯べ

ースでコメとパンの年間支出金額が逆転したのは二〇一〇年でした。二〇二一年には、コメが一万六、九六二円、パンが二万五、四一五円で、その差は拡大しています。

将来、支出金額と同じように消費量でもコメが小麦を下回るようなことになれば、まさに主食の座陥落となりますが、消費者のコメ離れに歯止めをかけ、コメ余り脱却を図る手立てを講じることが必要ではないでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

コメ消費の三割を占めるといわれる外食や中食などでの消費は増加傾向にあります。そのような中で「パックご飯」市場が拡大しています。農林水産省によれば、二〇二一年のパックご飯の生産量は二万三、〇六四トンとなり六年連続で過去最高を更新しました。一個二〇〇グラムの標準サイズ換算で約一二億個が製造されたことになります。

新潟県のサトウ食品は、約四五億円を投じてパックご飯の生産ラインを増設すると発表

しました。また、宮城県のアリスオーヤマが約五〇億円の増産投資を明らかにしています。本県では、大潟村のジャパン・パツクライス秋田が県内初の工場として輸出も視野に稼働しています。

単身や共働き世帯の増加で手軽さが重宝されていることや、長期保存が可能なことから災害時の備蓄用としての需要も見込まれています。

「あきたこまち」や「サキホコレ」といったブランド米の地位向上はもちろんですが、今後も市場拡大が見込まれる「パツクご飯」をはじめとした「コメの加工品」への支援を通じて、更なるコメの消費拡大を図るべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。